写

令和７年 第３回

本別町議会臨時会会議録

自　令和７年　８月　７日
至　令和７年　８月　７日

本 別 町 議 会

令和７年本別町議会第３回臨時会会議録

令和７年８月７日（木曜日）　午前１０時００分開会

○議事日程

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		会期決定の件
日程第　３		諸般の報告
日程第　４	承認第　５号	専決処分の承認を求める件〔令和７年度本別町一般会計補正予算（第５回）〕
日程第　５	議案第５６号	令和７年度本別町一般会計補正予算（第６回）について
日程第　６	議案第５７号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第　７	議案第５８号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第　８	議案第５９号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○会議に付した事件

日程第　１		会議録署名議員の指名
日程第　２		会期決定の件
日程第　３		諸般の報告
日程第　４	承認第　５号	専決処分の承認を求める件〔令和７年度本別町一般会計補正予算（第５回）〕
日程第　５	議案第５６号	令和７年度本別町一般会計補正予算（第６回）について
日程第　６	議案第５７号	北海道市町村総合事務組合規約の変更について
日程第　７	議案第５８号	北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について
日程第　８	議案第５９号	北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について

○出席議員（１１名）

議　長	１２番　篠　原　義　彦	副議長	１１番　高　橋　利　勝
	１番　宮　本　やよい		２番　加　藤　徹　己
	３番　丑　若　浩　行		４番　水　谷　令　子
	５番　梅　村　智　秀		６番　石　山　憲　司
	７番　藤　田　直　美		８番　方　川　一　郎
	１０番　阿　保　静　夫		

○欠席議員（０名）

○説明のため出席した者の職氏名

町長	佐々木基裕	副町長	村本信幸
会計管理者	藤野和幸	総務課長	三品正哉
農林課長	篠原順彦	企画財政課長	松本秀規
総務課長補佐	石川雅康	教育長	高橋哲也
代表監査委員	井出英彦		

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	中川雅之	事務局次長	越後　忠
総務担当主事	今井綾香		

開会宣告（午前１０時００分）

◎開会宣告

○議長（篠原義彦）　ただいまから、令和７年第３回本別町議会臨時会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（篠原義彦）　これから本日の会議を開きます。

◎日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（篠原義彦）　日程第１　会議録署名議員の指名を行ないます。

会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、方川一郎議員、石山憲司議員及び丑若浩行議員を指名いたします。

◎日程第２　会期決定の件

○議長（篠原義彦）　日程第２　会期決定の件を議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日１日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、会期は、本日１日間に決定をいたしました。

◎日程第３　諸般の報告

○議長（篠原義彦）　日程第３　諸般の報告を行ないます。

監査委員から令和７年５月分及び６月分に関する例月出納検査結果報告書の提出がございました。その写しをお手元に配布しておきましたので、御了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

◎日程第４　承認第５号

○議長（篠原義彦）　日程第４　承認第５号専決処分の承認を求める件〔令和７年度本別町一般会計補正予算（第５回)〕を議題といたします。

本件について報告を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　承認第５号専決処分の承認を求める件について、御説明を申し上げます。

令和７年度本別町一般会計補正予算（第５回）について、地方自治法第１７９条第１項の規定により次のとおり専決処分したので、同条第３項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

今回の補正は８月に行なわれます、町長選挙及び町議会議員補欠選挙について立候補予定者が当初見込みより増加が見込まれ、掲示場の設置等諸経費の増額が必要となり、準備作業に着手する必要があったことから、専決処分を行なったものです。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３２２万８,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８２億９４３万円とする内容であります。

３ページ、４ページをお開きください。

下段の２、歳出でありますが、２款総務費、４項選挙費、３目町長選挙費、１０節需用費５万８,０００円の増額補正は、候補者表示物、ビラ、証紙の費用分を、１２節委託料、業務委託料３６万１,０００円の増額補正は、ポスター掲示場設置及び撤去費用を、１８節負担金補助及び交付金、負担金１４５万５,０００円の増額補正は、選挙運動用はがき、自動車等の公費負担分を増額するものです。

その下、４目町議会議員補欠選挙費、１０節需用費４万８,０００円の増額、１２節委託料３６万１,０００円の増額、１８節負担金補助及び交付金９４万５,０００円の増額補正は、町長選挙同様、各種経費を増額するものです。

上段の１、歳入でありますが、歳出で計上いたしました費用の財源を、１８款繰入金、２項基金繰入金、１目１節財政調整基金繰入金で調整したもので、今回の補正により、現時点での当年度末基金残高見込みは３億４,３４８万２,０００円となります。

以上、令和７年度本別町一般会計補正予算（第５回）の専決処分報告とさせていただきます。

御承認賜りますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出一括といたします。

梅村議員。

○５番（梅村智秀）　ただいま御説明いただきました補正の理由についてでございますが、まず町長選挙については、立候補予定者の増というところですか。これらは何を、今まだ告示前でございますけれども、またこれが議案として示された、昨日予定者の説明会がありましたけど、その前ですよね。これは何を根拠にこのように立候補予定者が増と捉えているのか。報道等なのか、町内の情勢等ということなのか、その辺お伺いをいたします。

あと続きまして、町議会議員補欠選挙でございますが、こちらの補正の理由というものについて、これも同様の立候補予定者の当初見込みより増ということになっているのか、お伺いをいたします。

併せて、町議会議員補欠選挙でございますが、当初予算２３６万７,０００円に対しまして本提案で１３５万４,０００円、総額３７２万１,０００円の提案となっております。こちら一般財源として１３５万４,０００円、これは本提案分でございますけども、３７２万１,０００円のうち財源として一般財源以外のものがあればどのようなものとなっ

ているのかと、金額についてお伺いをいたします。

また、こちらポスター掲示場設置及び撤去というところで委託料がそれぞれ計上されてございますが、これは掲示板の所有権というものはどこにあるものなのか。またそれぞれ３６万１,０００円のポスター掲示場設置及び撤去のうち、いわゆる廃棄物の処理費用というものはうちどのぐらいを見込んでいらっしゃるのか伺います。

○議長（篠原義彦）　三品総務課長。

○総務課長（三品正哉）　ただいまの質疑に答弁させていただきます。

まず、今回補正させていただいた理由ですけれども、当初これあくまでも予定ですので、予算の段階におきましても例年どおりの二、三名ということで想定をして、予算につきましては、４名まで対応できるということで予算を組まさせていただいております。今回の補正につきましては、梅村議員おっしゃっているとおり、町の中の情勢ですとか報道等によりまして、３名の方の立起というところが見えてきてございます。

本町の掲示板につきましては、基本的に余白は２名は確保するということでこれまで予算計上させていただいておりましたので、３名出られるとすると、余白が１つになってしまうと。梅村議員も御承知のことかと思いますけれども、本町の掲示板につきましては２段の掲示板になってございまして、２区画分を確保するとなるとどうしても２つ増やさなければならないということで、区画数につきまして４区画から６区画に変更したということになってございまして、こちらにつきましては根拠といいますか、こちら根拠につきましては、これまでの例年のやり方にプラスしまして情勢鑑みた中で補正をさせていただいております。

議会議員の補正でございますけれども、こちらにつきましてもあくまでも予定で組んでございますが、本町の町長選挙における町議会議員の補選につきましては、おおむね町長の立候補者と同様の数の町議会議員の補欠選挙の立起者があったということで、こちらにつきましては町長選挙に併せて町議会議員選挙のほうも増やさせていただいたということでございます。

今回の補正額合計３２２万８,０００円、一般財源以外はあるのかということでございますが、基本的にはこちらにつきましては地方選挙になってございます。本町における選挙になってございますので、全て一般財源で賄われるという形になってございます。

掲示板の所有権は誰かということでございますが、こちらにつきましては選挙管理委員会のほうで設置しておりますので、基本的には所有権は、所有権といいますか、そちらの設置管理者につきましては選挙管理委員会ということになってございます。

廃棄処理料でございますけれども、こちらにつきましては基本的な板につきましては再生可能なものを使ってございますので、リースではないんですけれども、そういったものをお借りをして、板についてはそのままお返しするという形になってございます。廃棄するものにつきましては、立てているたるきですとか、そういったものにつきましては廃棄という形になりますけれども、基本的には廃棄手数料というよりも設置と撤去についての費用として１か所２万円、これあくまでも廃棄だけじゃなくて設置する、撤去するための管理料として２万円ということで計上させていただいております。以上で

ございます。

○議長（篠原義彦）　梅村議員。

○５番（梅村智秀）　まず、町議会議員の補欠選挙の部分、こちらも当初の見込みとして二、三名の立候補者として見込んでいたと。しかるに、こちらも町長選と同様に４名まで対応するようにということで補正増額ということなんでしょうかね。

これ、報道や町内の情勢等を鑑みてというところであれば、この必要あるんでしょうかね。ちょっと僕の肌感と行政側の受け取りが異なっているのかも分からないんですけども、その辺この町議会議員の補欠選挙の増額補正の必要性、ここをちょっと改めてお伺いをいたします。

続きまして、ポスターの掲示板の部分についてでございますが、実は報道で東京都内で都議選や参院選と選挙が続いたときに、この掲示板を学生たちが学校祭の何か催しに使いたいみたいな申出があって、それを選管が許可したというような報道があり、面白い発想だなと。そういったことが本町でも可能なのかなということでお伺いをしたんですが、御回答からは、板についてはリースでお借りしているのでそういった申出があっても譲渡等はできないということですね、本町については。という点についてお伺いをいたします。

続きまして、この増額補正に伴って結果どうなるかというところもありますが、現時点においてはこれが可決されれば、この町議会議員補欠選挙３７２万１,０００円でございますが、これは町議会議員の辞職に伴って、町長選に伴う便乗選挙ということで実施がされるわけでございますが、この３７２万１,０００円につきましては、財政が厳しい折ではございますけども、町議会議員の辞職に伴ってなされる支出であるということでよろしいのか、お伺いをいたします。逆に言えば、そうしたことがなく、きちんと職責を全うしておれば、こうした不要な支出はなかったと捉えてよろしいのか、お伺いいたします。

○議長（篠原義彦）　三品総務課長。

○総務課長（三品正哉）　まず、町議補選の必要性についてでございますが、こちらにつきましてはこれまでの慣例といいますか、基本的に町長選における町議会議員の補選につきましては、町長候補者が自分の身内じゃないですけれどもそういった形で町議選出られる方がこれまで多かったと。そういったところを鑑みますと、町長選に合わせてきちっと予算措置をしておかなければ、不測の事態があっては困りますので、そういった観点からこちらは補正させていただいております。

掲示板につきましては、梅村議員御指摘のとおり、こちらにつきましては選挙に常に選挙で再利用させていただいておりますので、どこかで使うということよりも、町選管としてこちらについては再利用するものを使用しているということでございます。

最後の議員辞職に当たっての補正かというところでございますが、当然こちら議員辞職がなければ補欠選挙ございませんので、そちらの執行経費についてはかからないことになります。

ただ、今回の補正額につきまして全てこれを全部使い切るかと言いますと、こちらは

候補者の数によって、例えば先ほども若干松本のほうから説明させていただきましたけれども、候補者の公費負担分ですとか、そういった部分につきましては、立候補者の数によって支出になってございますので、当然使わなかった部分につきましては、不用額として今後減額の調整をさせていただくところでございますが、基本的な部分で言いますと、議員辞職があったのでこの経費がかかるということになってございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから承認第５号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、報告のとおり承認することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、承認第５号は報告のとおり承認されました。

◎日程第５　議案第５６号

○議長（篠原義彦）　日程第５　議案第５６号令和７年度本別町一般会計補正予算（第６回）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

松本企画財政課長。

○企画財政課長（松本秀規）　議案第５６号令和７年度本別町一般会計補正予算（第６回）について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正は、農業関係の補助事業が採択されたことによる経費の計上が主なものとなっております。

予算書の１ページをお開きください。

歳入歳出予算補正。

第１条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ６,０２８万４,０００円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ８２億６,９７１万４,０００円とする内容であります。

それでは歳出から事項別明細書により御説明いたします。

６ページ、７ページをお開きください。

２、歳出ですが、６款農林水産業費、１項農業費、３目農業振興費、１８節負担金補助及び交付金、補助金、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業２,４２２万９,０００円の増額補正は、５つの補助事業採択によるもので、種バレイショの安定供給対策

事業として、罹病率低減の取組が４件、バレイショの病原虫抵抗性品種普及拡大事業として、抵抗性品種作付面積拡大の取組が３６件、病原虫まん延防止対策事業としてストックポイント活用の取組が９か所、高温対策施設整備として、バレイショ貯蔵庫へのエチレンガス濃度制御装置設置が１か所、労働負担軽減対策事業として、バレイショ用早期培土器１台とけん引スプレーヤー１台の導入、これらの事業に対する補助を行なうものです。

その下、新基本計画実装・農業構造転換支援事業３,０７６万円の増額補正は、てん菜集出荷施設の再編集約のための施設整備事業で、パイラーとトラックスケールの整備に対する補助を行なうものです。

２段目の２項の林業費、２目林業振興費、１８節負担金補助及び交付金、補助金、豊かな森づくり推進事業５２９万５,０００円の増額補正は、野ネズミ食害被害地造林、民有地造林の事業面積が増加したことから補正するものです。

以上、歳出を終わり、戻りまして４ページ、５ページをお開きください。

１、歳入ですが、上から２段目１５款道支出金、２項道補助金、４目農林水産業費道補助金、１節農業費補助金、畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業補助金２,４２２万９,０００円の増額及び新基本計画実装・農業構造転換支援事業補助金３,０７６万円の増額補正は、歳出で説明いたしました種バレイショの安定供給対策事業等の事業が全て道補助金で賄われることから計上するものです。

その下、２節林業費補助金、豊かな森づくり推進事業費補助金３２５万円の増額補正は、同じく歳出で説明いたしました野ネズミ食害被害地造林、民有林造林事業に対する道補助金を増額するものです。

３段目の１６節財産収入、２項財産売払収入、１目不動産売払収入、１節その他不動産売払収入、立木売払収入８０７万円の増額補正は、町有林の売払契約執行によるものです。

下段の２１款１項町債、４目農林水産業債、１節農林債２００万円の増額補正は、歳出で説明いたしました豊かな森づくり推進事業に充当するため増額するものです。

戻りまして、上段の１０款１項１目１節地方交付税８０３万円の減額補正は、歳入歳出の差額を調整するものです。

以上、歳入を終わりまして３ページにお戻りください。

第２表、地方債補正ですが、１、変更、起債の目的、一般補助施設整備等事業、これにつきましては、先ほど説明いたしました豊かな森づくり推進事業の増額により、限度額１,５７０万円を１,７７０万円に変更するもので、起債の方法、利率、償還の方法は変更ございません。

以上、令和７年度本別町一般会計補正予算（第６回）の提案説明に代えさせていただきます。

よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

質疑は、歳入歳出、地方債補正など一括といたします。

ございませんか。

梅村議員。

○５番（梅村智秀）　それでは歳出６款についてお伺いをいたします。

豊かな森づくり推進事業といたしまして、５２９万５,０００円の計上がございます。こちら御説明では野ネズミの食害被害や民有林造林というような趣旨の御説明をいただきましたが、これ事業内容としては一体なんでしょうか。野ネズミの食害被害に対するもの、あとは民有林の造林、拡大等を担うものということで複数の事業になっているのか等、事業の概要について改めて詳細をお伺いをするのと、この事業主体と対象地、対象面積等がどういう程度になっているのか、概要についてお伺いをいたします。

続きまして、歳入でございますが、１６款の財産収入、立木売払収入で８０７万円という計上がございました。こちら町有林の売却ということでございますが、どこのもので樹種がどういったもので、分量がどういうものであるのか等々、この積算の内容が分かるように御説明を求めます。また、売却先についてもお伺いをいたします。売却先とその方法、伺います。

○議長（篠原義彦）　篠原農林課長。

○農林課長（篠原順彦）　お答えさせていただきます。

まず､豊かな森づくり推進事業の事業の内容でございますが､こちらにつきましては、被害地造林、令和６年に植えた上仙美里地区の部分が１５ヘクタールほど野ネズミにより被害があったということで、こちらのほうを計上させていただいております。

こちらのヘクタール当たりの植える部分といたしましては、２１万８,０００円でございます。

併せまして民有林のほうの人工造林のほうが９ヘクタール、こちらはカラマツの１号苗を植えるような形で、事業費といたしましては、ヘクタール当たり２２万５,０００円となっております。請負先につきましては、こちらは森林組合となっております。

続きまして、歳入の部分の立木売払収入、こちらにつきましては８０７万円ほど今回補正させていただいておりますが、流木の売払いを行なった部分につきましては、見積もり合わせで行なっております。見積もり合わせで井上林業が落札しております。場所につきましてはオキラウンベ団地と新生団地２か所を切っております。

オキラウンベ団地につきましては１２．２４ヘクタール、２,０００立方メートルを売払いしております。新生団地につきましては８．４３ヘクタール、１,７００立方メートルを売払いしており、合計で２０．６７ヘクタール、３,７００立方メートルを売払いしておりまして、予算計上では立方当たり６,５００円という単価を設定しておりましたけども、見積り合わせを行なったところ８,８５５円と８,４７６円というような額で落札されておりますので、併せましてその分が増額となっておるところでございます。

木の種類はカラマツでございます。以上です。

○議長（篠原義彦）　ほか、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから議案第５６号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５６号は原案のとおり可決されました。

◎日程第６　議案第５７号

○議長（篠原義彦）　日程第６　議案第５７号北海道市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉）　議案第５７号北海道市町村総合事務組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村総合事務組合は、非常勤消防団員に係る損害補償や非常勤職員に係る公務災害補償等ついて共同処理を行なう複合的一部事務組合でありますが、団体の脱退に伴い、北海道市町村総合事務組合規約に変更の必要が生じたことから地方自治法第２９０条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。

変更内容の１点目といたしましては、組合規約別表第１、組合を組織する地方公共団体から江差町・上ノ国町学校給食組合を削除するもので、２点目は、別表第２、共同処理する事務と団体から当該組合を削除するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

北海道市町村総合事務組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村総合事務組合規約（平成３１年２月２２日市町村第１８７７号指令）の一部を次のように変更する。

別表第１、檜山振興局（１１）の項中「（１１）」を「（１０）」に改め、「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

別表第２の９の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による北海道知事の許可の日から施行する。

以上、議案第５７号の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから議案第５７号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５７号は原案のとおり可決されました。

◎日程第７　議案第５８号

○議長（篠原義彦）　日程第７　議案第５８号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉）　議案第５８号北海道市町村職員退職手当組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

北海道市町村職員退職手当組合は、組合を組織する市町村の職員に対する退職手当の支給に関する事務を共同処理するものでありますが、団体の脱退に伴い、北海道市町村職員退職手当組合規約に変更の必要が生じたことから、地方自治法第２９０条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。

変更内容は、組合規約別表（２）一部事務組合及び広域連合から江差町・上ノ国町学校給食組合を削除するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

北海道市町村職員退職手当組合規約の一部を変更する規約。

北海道市町村職員退職手当組合規約（昭和３２年１月２３日３２地第１７５号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表（２）一部事務組合及び広域連合の表檜山管内の項中「、江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第５８号の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦）　これから質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから議案第５８号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

◎日程第８　議案第５９号

○議長（篠原義彦）　日程第８　議案第５９号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

三品総務課長。

○総務課長（三品正哉）　議案第５９号北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、提案理由の説明を申し上げます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合は、北海道町村議会議員に対する公務災害補償等に関する事務を共同処理するものでありますが、団体の脱退に伴い、北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約に変更の必要が生じたことから地方自治法第２９０条の規定により、構成する全市町村の議決が必要となったため提案するものであります。

変更内容は、組合規約別表１、組合町村等から江差町・上ノ国町学校給食組合を削除するものであります。

それでは、改正条文により説明をさせていただきます。なお、括弧書きの朗読は省略をさせていただきます。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約の一部を変更する規約。

北海道町村議会議員公務災害補償等組合規約（昭和４３年５月１日地方第７２２号指令許可）の一部を次のように変更する。

別表第１中「江差町・上ノ国町学校給食組合」を削る。

附則。

この規約は、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８６条第１項の規定による総務大臣の許可の日から施行する。

以上、議案第５９号の提案説明とさせていただきます。

よろしく御審議をお願いをいたします。

○議長（篠原義彦）　これから、質疑を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで質疑を終わります。

これから討論を行ないます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　なければ、これで討論を終わります。

これから議案第５９号を採決いたします。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（篠原義彦）　異議なしと認めます。

したがって、議案第５９号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（篠原義彦）　これで本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和７年第３回本別町議会臨時会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

閉会宣告（午前１０時３５分）

地方自治法第１２３条第２項の規定により署名する。

令和７年８月７日

議　　長　　篠　原　義　彦

署名議員　　方　川　一　郎

署名議員　　石　山　憲　司

署名議員　　丑　若　浩　行